

特定開発行為許可に係る申請書類等チェックリスト (審査担当者用)

(その1)

項目	確認有無	備考	根拠法令等
1 特定開発行為の規制対象となるかの確認			
(1) 都市計画法に規定された開発行為に該当するか	<input type="checkbox"/>		
(2) 予定建築物の用途が、制限用途か	<input type="checkbox"/>		
(3) (制限用途である予定建築物の一体不可分の)敷地の一部又は全部が特別警戒区域に入っているか	<input type="checkbox"/>		
2 新規許可申請時の確認		受付は事務所。規模により対応	
1) 以下の申請図書は揃っているか(正副2部)	<input type="checkbox"/>		特定開発許可手引
(1) 特定開発行為許可申請書【様式第2】	<input type="checkbox"/>		【省令 § 8 I】
(2) 計画説明書【様式第1号】	<input type="checkbox"/>		【県規則 § 3 II】
(3) 計画図			【省令 § 8 II】
現況地形図(1/2500以上)	<input type="checkbox"/>		【省令 § 8 IV】
土地利用計画図(1/1000以上)	<input type="checkbox"/>		【省令 § 8 IV】
造成計画平面・断面図(1/1000以上)	<input type="checkbox"/>		【省令 § 8 IV】
対策工事等平面・断面図(1/1000以上)	<input type="checkbox"/>		【省令 § 8 IV】
対策施設構造図(1/200以上)	<input type="checkbox"/>		【省令 § 8 IV】
(4) 構造計算書	<input type="checkbox"/>		【省令 § 8 V】
(5) 申請書の添付図書			
開発区域位置図(1/50000以上)	<input type="checkbox"/>		【省令 § 10 I】
区域図(1/2500以上)	<input type="checkbox"/>		【省令 § 10 I】
権原を有すること(又は見込がある)を証する書面	<input type="checkbox"/>		【県規則 § 3 I】
その他計画説明書を補足する資料(現況写真等)	<input type="checkbox"/>		
関係法令等の許可等の状況がわかる資料(許可書のコピー等)	<input type="checkbox"/>		特定開発許可手引
2) 1ha以上の場合、治山砂防課に進達したか	<input type="checkbox"/>	1ha未満:事務所、1ha以上治山砂防課対応	権限規則・手引
3) 対策工事等の計画が技術的基準に適合しているか	<input type="checkbox"/>	同上	【法 § 11】
※開発計画により新たに特別警戒区域が発生するかどうかの確認のこと			
4) 許可にあたり条件は付しているか	<input type="checkbox"/>	同上	【法 § 12】
5) 許可又は不許可の通知をしたか	<input type="checkbox"/>	同上	【法 § 15】
6) 5)について治山砂防課長又は総合事務所長に報告したか	<input type="checkbox"/>	同上	特定開発許可手引
7) 許可をした場合、市町村長に通知したか	<input type="checkbox"/>	同上	【県規則 § 11】
3 変更許可申請時の確認		受付は事務所。規模により対応	
1) 以下の申請図書は揃っているか(正副2部)	<input type="checkbox"/>		特定開発許可手引
(1) 特定開発行為変更許可申請書【様式第2号】	<input type="checkbox"/>		【県規則 § 4】
(2) 許可申請時の添付書類のうち変更に係るもの	<input type="checkbox"/>		【県規則 § 4】
(3) 変更の届出書(軽微な変更をする場合)【様式第3号】	<input type="checkbox"/>		【県規則 § 5】
2) 1ha以上の場合、治山砂防課に進達したか	<input type="checkbox"/>	1ha未満:事務所、1ha以上治山砂防課対応	権限規則・手引
3) 変更の対策工事等の計画が技術的基準に適合しているか	<input type="checkbox"/>	同上	【法 § 11】
4) 変更の許可にあたり条件は付しているか	<input type="checkbox"/>	同上	【法 § 12】
5) 変更の許可又は不許可の通知をしたか	<input type="checkbox"/>	同上	【法 § 15】
6) 5)について治山砂防課長又は総合事務所長に報告したか	<input type="checkbox"/>	同上	特定開発許可手引
7) 変更の許可をした場合、市町村長に通知したか	<input type="checkbox"/>	同上	【県規則 § 11】

特定開発行為許可に係る申請書類等チェックリスト (審査担当者用)

(その2)

項 目	確認有無	備考	根拠法令等
4 その他の届出時等の確認			
1)住所・氏名の変更届出【様式第4号】	<input type="checkbox"/>	規模によらず事務所対応	【県規則 § 6】
2)既着手の届出【様式第3号】	<input type="checkbox"/>	規模によらず事務所対応	【省令 § 11】
(1)助言、勧告は必要あるか	<input type="checkbox"/>		【法 § 13】
3)対策工事等着手の届出【様式第5号】	<input type="checkbox"/>	規模によらず事務所対応	【県規則 § 7】
4)対策工事等休止の届出【様式第6号】	<input type="checkbox"/>	規模によらず事務所対応	【県規則 § 8】
5)地位承継の届出		受付は事務所。規模により対応	
(1)届出書様式【様式第7号】	<input type="checkbox"/>		【県規則 § 9Ⅱ】
(2)添付書類			
相続人1人 → 戸籍謄本	<input type="checkbox"/>		【県規則 § 9Ⅱ①】
相続人複数 → 関係者同意書及び戸籍謄本	<input type="checkbox"/>		【県規則 § 9Ⅱ②】
合併法人 → 商業登記簿謄本	<input type="checkbox"/>		【県規則 § 9Ⅱ③】
(3)1ha以上の場合、治山砂防課に進達したか	<input type="checkbox"/>	1ha未満:事務所、1ha以上治山砂防課対応	権限規則・手引
6)特定開発行為許可標識【様式第8号】	<input type="checkbox"/>	規模によらず事務所対応	【県規則 § 12】
5 対策工事等廃止時の確認		受付は事務所。規模により対応	【法 § 19】
(1)届出書様式【様式第6号】	<input type="checkbox"/>		【省令 § 17】
(2)添付書類			
対策工事等を廃止した理由を示す書面	<input type="checkbox"/>		【県規則 § 10①】
対策工事等を行っていた箇所の現況を示す地面及び写真	<input type="checkbox"/>		【県規則 § 10②】
対策工事等を廃止した後の土砂災害の防止のための措置を記載した書類及び図面	<input type="checkbox"/>		【県規則 § 10③】
(3)1ha以上の場合、治山砂防課に進達したか	<input type="checkbox"/>	1ha未満:事務所、1ha以上治山砂防課対応	権限規則・手引
(4)廃止の現地状況は適切であるか	<input type="checkbox"/>	同上	【法 § 21】
(5)1ha未満の受理について治山砂防課長に報告したか	<input type="checkbox"/>	同上	特定開発許可手引
(6)市町村長に通知したか	<input type="checkbox"/>	同上	【県規則 § 11】
6 対策工事等完了時の確認		受付は事務所。規模により対応	
(1)対策工事等完了の届出【様式第4号】	<input type="checkbox"/>		【省令 § 14】
(2)1ha以上の場合、治山砂防課に進達したか	<input type="checkbox"/>	1ha未満:事務所、1ha以上治山砂防課対応	権限規則・手引
(3)当該対策工事等が技術的基準に適合しているか	<input type="checkbox"/>	同上	【法 § 17】
(4)検査済証を交付したか【様式第5号】	<input type="checkbox"/>	同上	【省令 § 15】
(5)工事完了の公告をしたか	<input type="checkbox"/>	同上	【法 § 17】
(6) (4)、(5)について治山砂防課長又は総合事務所に報告したか	<input type="checkbox"/>	同上	特定開発許可手引
7 土砂災害特別警戒区域等の見直し指定		規模によらず事務所対応	
(1)対策工事の完了に合わせ特別警戒区域の見直し指定を行ったか	<input type="checkbox"/>		特定開発許可手引

※○知事は許可等にあたっては立入検査することができる。【法 § 21】

○知事は許可を受けた者に対して報告の徴収をすることができる。【法 § 22】